

第9条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

1 趣旨

契約条項に基づく事業者による消費者の義務の加重としては、現実には、消費者契約の解除等に伴い高額な損害賠償等を請求することを予定し、消費者に不当な金銭的負担を強いる場合がある。そこで、本条においては、消費者が不当な出捐を強いられることのないよう、事業者が消費者契約において、契約の解除の際又は契約に基づく金銭の支払義務を消費者が遅延した際の損害賠償額の予定又は違約金を定めた場合、その額が一定の限度を超えると、その限度を超える部分を無効とすることとする。

2 条文の解釈

（1）第1号

本号は、事業者は消費者契約において、契約の解除に伴う損害賠償額の予定等を定めた場合は、消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超える損害賠償を消費者に請求することができないこととしている。

民法第420条によると、当事者の合意により債務不履行により生じる損害賠償の額の予定又は違約金の定めをすることができ、この損害賠償額の予定又は違約金は、裁判所もその額を増減することができないこととされている。本号の規定は、契約の解除に伴う損害賠償額の予定等の定めがある場合において契約が解除されたときに、民法第420条の規定の適用の如何にかかわらず、当該事業者が生ずべき平均的

損害の額を超える額の支払を消費者に請求することができず、その超過部分を無効とするものである。なお、約定解除の場合の損害賠償の額に関しては、民法上の規定は存在しない。

① 「契約の解除に伴う」

「契約の解除に伴う」とは、約定解除権を行使するケース又は法定解除権を行使するケースを指す。本号は、たとえ消費者の責に帰すべき事由により事業者が解除権を行使する場合であっても、事業者は一定の金額を超える損害賠償等を請求することができないということを規定するものである。

② 「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が」

消費者契約において、契約の解除に伴う損害賠償額の予定と併せて、損害賠償とは趣旨が異なる違約罰的なものとして高額な違約金を規定する場合があります。このような場合には、消費者に過大な義務を課されるおそれがあるため、両者を合算した額が事業者が生じる平均的な損害の額を超えてはならないこととする。

③ 「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」

この「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額という趣旨である。具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値を意味するものである。したがって、この額はあらかじめ消費者契約において算定することが可能なものである。これは、事業者には多数の事案について実際に生じる平均的な損害の賠償を受けさせれば足り、それ以上の賠償の請求を認める必要はないためである。また、この「平均的な損害」は、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者が生じる損害の額について、契約の種類ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、当該業種における業界の水準を指すものではない。

「解除の事由」とは具体的な解除原因を指す。解除に伴う損害賠償額の予定等については、事例9-1のように、具体的な解除原因によって解約手数料の額を区分している場合や、事例9-2のように解除の時期により区分している場合がある。また、売買契約の場合には、解除により商品が返品されたか否かで区分している場合があり得る。「当該条項において設定された」とは、解除に伴う損害賠償額の予定等の区分の仕方は、業種や契約の特性により異なるものであるところ、「平均的な損害」であるかどうかの判断は当該条項で定められた区分ごとに判断するとの意味である。ただし、「平均的な損害」の額の算定については、消費者側の「解除の事由」という要素により事業者が生ずべき損害の額が異なることは、一般的には考え難い。

● 解除の事由・時期の具体例

〔事例 9-1〕

語学学校等の例

契約後、中途解約を希望される場合、下記の条件及び解約理由に設定された解約手数料をいただいたうえで納入された受講料の残額をお返しいたします。

解 除 理 由	解約手数料
本人の転居（転居先に当校がない場合、またあっても遠距離で通学が困難と当社が判断した場合）、本人の疾病・事故等（ただし2か月以上の入院）の場合	残余受講料の 20% （最高限度額 2 万円）
上記以外の事由の場合で本人からの申出があった場合	残余受講料の 20% （最高限度額 5 万円）

〔事例 9-2〕

標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）（注）

（旅行者の解除権）

第 16 条 旅行者は、いつでも別表第一に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。（以下略）

（別表第一）取消料（第 16 条第 1 項関係）

一 国内旅行に係る取消料

区 分	取消料
(一) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあっては 10 日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内
(二) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

備考(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。

(注) 旅行業法第12条の2の規定によると、旅行業者は旅行業約款を定め観光庁長官の認可を受けなければならないが、同法第12条の3の規定により観光庁長官及び消費者庁長官が定め公示した標準旅行業約款と同一の約款を定める場合には、認可を受けたものとみなされる。

● 「平均的な損害の額」の立証

「平均的な損害の額」について、最高裁（後述の第9条第1号に関連する最高裁判決【2】）は、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、消費者が立証責任を負うものと判断した。しかし、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」はその事業者に固有の事情であり、立証のために必要な資料は主として事業者が保有していることから、裁判や消費生活相談において、消費者による「平均的な損害の額」の立証が困難な場合もあると考えられる。

この点に関し、法第3条第1項第2号は、事業者と消費者との間に情報・交渉力の格差があることを踏まえ、消費者の理解を深めるため、事業者の努力義務として、消費者契約の締結について勧誘をするに際して、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を消費者に提供することを定めている。その趣旨に照らすと、事業者と消費者との間で「平均的な損害の額」が問題となった場合にも、事業者は消費者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならないと解される（注）。

(注) 民事訴訟法において、営業秘密等、文書の所持者がその提出を拒絶することができる事由があるとされるような場合（同法第220条第4号ハ）まで、その対象に含まれるという趣旨ではない。

なお、法第9条第1号における「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」に関しては、事業者が、損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項を定める際に、あらかじめ「平均的な損害の額」を十分算定していれば、紛争が生じた場合でも、算定根拠を示した説明も容易となり、損害賠償の額の予定又は違約金を巡るトラブルも回避できるものと考えられる。事業者においては、損害賠償の額の予定又は違約金を定めるに際しては、合理的な根拠をもって「平均的な損害の額」を算定しておくことが期待されている（注）。

(注) 内閣府消費者委員会消費者契約法専門委員会報告書（平成29年8月）、9頁。

④ 効果

本号に反する規定があった場合には、本号に定める金額を超える部分が無効となり、事業者は平均的な損害の範囲内でしか消費者に損害賠償請求することができなくなることになる。

(2) 第2号

本号は、事業者は消費者契約においては、消費者が契約に基づく金銭の支払が遅延した場合の損害賠償額の予定等を定めたときは、年14.6%を超える損害賠償を消費者に請求することができないこととしている。

民法第420条によると、当事者の合意により債務不履行による損害賠償の額の予定又は違約金の定めをすることができ、この損害賠償額の予定又は違約金は、裁判所もその額を増減することができないこととされている。本号の規定は、遅延損害金の率の上限を年14.6%とし、これよりも高い遅延損害金利率が定められている場合に、民法第420条の規定にかかわらず、年14.6%を超える額の支払を消費者に請求することができず、その超過部分を無効とするものである。

① 「当該消費者契約に基づき支払うべき金銭」

売買契約の目的物である商品の代金、役務提供契約における役務の対価、立替払契約における支払金等がこれに含まれる。

② 「消費者が支払期日までに支払わない場合における」

本号は、消費者が支払うべき金銭債務の支払遅延の場合の損害賠償を対象とするものである。不正乗車の割増運賃のような支払期日以外の条項に違反したことによる損害賠償の予定又は違約金は、本号の対象とはならない。

③ 「損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が」

趣旨は前記(1)②に同じ。

④ 「当該支払期日に支払うべき額」

金銭債務の支払期限に支払うこととされる金額を指す。複数回に分割して支払う場合は、それぞれの支払ごとの支払期限及び金額を指す。

⑤ 「年14.6パーセント」

上限は、消費者の損害賠償責任を、消費者が契約に基づく金銭債務の支払を遅延することによって事業者が生じる平均的な損害の額にとどめる、という趣旨であるが、無効とすべき限度は、業種横断的に適用されるものとして、一定の妥当な水準に制限するという目的、市場取引の実情、民事上の債権に係る遅延損害金の上限を定める他の立法例を踏まえて設定されるべきものである。

具体的には、後記4の立法例として、例えば、賃金の支払の確保等に関する法律第6条第1項において、退職した労働者に対する未払賃金を支払う事業主の債務の遅延損害金の上限が年14.6%となっていること等に加え、取引の実情をみても、実際に世間で使用されている契約書では、かなりのものにおいて年14.6%(日歩4銭)又は年14.5%とされており、民事上の契約においては、遅延損害金の限度としてこ

の基準が一種の慣習として定着し、一般的に許容される限度として受け入れられている。その意味でこの水準は、実際の取引を混乱させるおそれがないものであって、遅延損害金の限度として妥当性のある利率である。

⑥ 計算方法

年 14.6%は単利であり、当該条項が日・月等の単位で損害賠償額の予定等を定めているときは、これを年利に換算する。

⑦ 効果

本号に反する規定があった場合には、本号に定める金額を超える部分が無効となり、事業者は年 14.6%の範囲内でしか消費者に損害賠償請求することができなくなることになる。

3 第 9 条関連の事例

(1) 第 1 号関連の事例

[事例 9 - 3]

旅行契約約款の例 (旅行者の解除権)

第 15 条 旅行者はいつでも別表第 1 に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

(別表第 1) 取消料 (第 15 条第 1 項関係)

国内旅行に係る取消料

区 分	取消料
一 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目 (日帰り旅行にあっては 10 日目) に当たる日以降に解除する場合 (ロからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合 (ハからホまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合 (ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%以内

(二) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約

当該船舶に係る取消料の規定によります。

備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。

このような条項は、事業者が生じる平均的損害を超えているとはいえないので、無効とはならない。

〔事例 9-4〕

契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けます。
(結婚式場等の契約の例)

(A社の場合)

実際に使用される日から1年以上前の場合…………… 契約金額の80%

(B社の場合)

実際に使用される日の前日の場合…………… 契約金額の80%

例えば、A社のように、結婚式場を実際に使用するのが1年後であるにもかかわらず、契約金額の80%を解約料として請求する場合には、通常は事業者が生じる平均的損害を超えていると考えられるので、本号に該当し、平均的損害を超える部分について無効となる。すなわち、1年前のキャンセルの場合の当該事業者が生じる平均的な損害の額が、仮に契約金額の5%だとすると、80%との定めのうち75%の部分が無効となり、事業者は5%分しか請求できないこととなる。

しかし、B社の例のように、式の前日にキャンセルする場合には解約料として契約金額の80%を請求しても、通常は平均的な損害を超えているとはいえず、この条項は無効とはならないと考えられる。

〔事例 9-5〕

契約の解除はいかなる理由があってもできません。

消費者の解除権を制限する条項は、本号には該当しない。ただし、法第8条の2又は法第10条に該当し無効となり得る。

(2) 第2号関連の事例

〔事例 9-6〕

毎月の家賃(70,000円)は、当月20日までに支払うものとする。前記期限を過ぎた場合には1か月の料金に対し年30%の遅延損害金を支払うものとする。

本号に該当し年 14.6%を超える部分について無効となる。

例えば、代金 1 か月分 (70,000 円) を 180 日遅延した場合には、この契約条項どおりだと遅延損害金は、10,356 円 ($70,000 \times 30\% \times 180/365$) となるが、本号の適用によると、5,040 円 ($70,000 \times 14.6\% \times 180/365$) が上限となり、5,316 円について無効となる。

【事例 9-7】

期限までに返却されない場合には 1 日当たり 300 円の延滞料を申し受けます。
(レンタルビデオ等の例)

このような延滞料は、契約に定められた期間を超える期間における物品の賃借についての追加料金と考えられる。したがってこの延滞料は金銭債務の支払遅延に対するものではないため、本号には該当しない。

【事例 9-8】

電気供給約款の例

39 違約金

(1) お客さまが 36 (供給の停止) (3)口からへ (注) までに該当し、そのために料金の全部又は一部の支払を免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(注) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等。

この違約金は、金銭債務の支払遅延に対するものではなく、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等に課されるものであるため、本号には該当しない。

● 第 9 条第 1 号に関連する最高裁判決

【1】最二判平成 18 年 11 月 27 日 (裁判集民 222 号 275 頁)

事件番号： 平成 17 年(オ)第 886 号

事案概要： 学校教育法所定の大学を設置する Y (上告人) らが実施した入学試験に合格して Y らとの間で在学契約を締結し、入学時納入金を支払ったものの、その後、他大学に入学するために同契約を解除したと主張する X (被上告人) らが、Y らに対し、入学時納入金を返還しない旨の合意は無効であるとして、不当利得に基づき各納入金相当額及びこれに対する請求 (本件訴状の送達) の日の翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案。

判示内容： 消費者契約法 2 条 3 項に規定する消費者契約を対象として損害賠償の予定等を定める条項の効力を制限する同法 9 条 1 号は、憲法 29 条に違反するものではない。

【2】最二判平成 18 年 11 月 27 日（民集 60 卷 9 号 3437 頁）

事件番号： 平成 17 年(受)第 1158 号・平成 17 年(受)第 1159 号

事案概要： Xら（第 1158 号事件被上告人・第 1159 号事件上告人）が、それぞれ、Y 大学（第 1158 号事件上告人・第 1159 号事件被上告人）への入学を辞退して Y 大学との間の在学契約を解除したなどとして、Y 大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案であり、Y 大学は、Xらとの間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、Xらの各請求を争った。

判示内容： ①原告らは、本件入学金の納付により、大学に入学し得る地位又は学生たる地位を取得するなどしてその対価を享受したものであるから、その後に入學を辞退してもその返還を求めることはできない。

②平均的な損害及びこれを超える部分については、事実上の推定が働く余地があるとしても、基本的には、違約金等条項である不返還特約の全部又は一部が平均的な損害を超えて無効であると主張する学生において主張立証責任を負うものと解すべき。

③一人の学生が特定の大学と在学契約を締結した後に当該在学契約を解除した場合、その解除が当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものであれば、原則として、その解除によって当該大学に損害が生じたということとはできない。

④一般に、4 月 1 日には、学生が特定の大学に入學することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきである。そうすると、在学契約の解除の意思表示がその前日である 3 月 31 日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、学生が納付した授業料等及び諸会費等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となるというべき。

【3】最二判平成 18 年 11 月 27 日（民集 60 卷 9 号 3597 頁）

事件番号： 平成 17 年(受)第 1437 号・平成 17 年(受)第 1438 号

事案概要： Xら（第 1437 号事件被上告人・第 1438 号事件上告人）が、それぞれ、Y 大学（第 1437 号事件上告人・第 1438 号事件被上告人）への入学を辞退して Y 大学との間の在学契約を解除したなどとして、Y 大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めた事案であり、Y 大学は、Xらとの間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、Xらの各請求を争った。

判示内容： ① 上記判例【2】の判示内容と同旨

② 要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記載されている場合には、当該大学は、学生の入学の意思の有無を入学式の出欠により最終的に確認し、入学式を無断で欠席した学生については入学しなかったものとして取り扱うこととしており、学生もこのような前提の下に行動しているものということが出来るから、入学式の日までに在学契約が解除されることや、入学式を無断で欠席することにより学生によって在学契約が黙示に解除されることがあることは、当該大学の予測の範囲内であり、入学式の日翌日に、学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されることになるものというべきであるから、入学式の日までに学生が明示又は黙示に在学契約を解除しても、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべき。

【4】最二判平成 18 年 11 月 27 日（裁判集民 222 号 511 頁）

事件番号： 平成 18 年(受)第 1130 号

事案概要： X（上告人）が、Y（被上告人）大学への入学を辞退して本件在学契約を解除したなどとして、Y 大学に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金相当額から返還済みの本件後援会費相当額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案であり、Y 大学は、Xとの間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、Xの請求を争った。

※ Xの母が平成 16 年 3 月 26 日に Y 大学に電話をかけた際、電話に対応した Y 大学の職員が、Xの母に対し、授業料の返還を受けるための入学辞退届は同月 25 日必着で提出しなければならない旨及び入学式に出席しなければ入学辞退として取り扱う旨述べた。

判示内容： ① 上記判例【2】の判示内容と同旨

- ②被上告人大学の職員の上告人の母に対する上記発言により、上告人は、既に入学辞退を決めていたのに、その手続を3月31日まで執らずに4月2日の入学式に欠席することにより済まそうとしたものと推認され、結果的に上告人において同年3月31日までに本件在学契約を解除する機会を失わせたものというべきであるから、被上告人大学において、本件在学契約が同年4月1日以降に解除されたことを理由に、本件不返還特約が有効である旨主張して本件授業料の返還を拒むことは許されないものというべき。

【5】最二判平成18年12月22日（裁判集民222号721頁）

事件番号： 平成17(受)第1762号

事案概要： X（上告人）が、Y（被上告人）学校（いわゆる鍼灸学校）への入学を辞退してY学校との間の在学契約を解除したなどとして、Y学校に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件学生納付金等相当額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案であり、Y学校は、Xとの間に本件不返還特約が有効に存在することなどを主張して、Xの請求を争った。

判示内容： ①被上告人学校の入学試験の合格者と被上告人学校との間で締結される在学契約の性質、上記合格者が入学手続の際に被上告人学校に対して納付する学生納付金（入学金及び授業料等）の性質及びその不返還特約の性質及び効力等については、いずれも大学における場合と基本的に異なるところはなく、大学についての当裁判所の判例（最高裁平成17年（受）第1158号、第1159号同18年11月27日第二小法廷判決・裁判所時報1424号11頁等）の説示が基本的に妥当するものというべき。

②大学の場合と同じく、入学すべき年の3月31日までは、被上告人学校と在学契約を締結した学生が被上告人学校に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるような状況にはなく、同日までの在学契約の解除について被上告人学校に生ずべき平均的な損害は存しない。

【6】最三判平成22年3月30日（裁判集民233号353頁）

事件番号： 平成21年(受)第1232号

事案概要： Y（上告人）の設置する大学の推薦入学試験に合格したX（被上告人）が、入学を辞退して在学契約を解除したなどと主張して、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、納付済みの授業料等相当額の返還

を求めた事案。

※学生募集要項に、一般入学試験等の補欠者につき、4月7日までに通知がない場合に不合格となる旨の記載がある。推薦入学試験の合格者については、いわゆる専願等を資格要件とするものではなく、学生納付金の納付期限から他大学医学部の一般入学試験日まで相当の期間がある。

- 判示内容： ① 上記判例【2】の判示内容③及び④と同旨
- ② 学生募集要項の上記の記載は、一般入学試験等の補欠者とされた者について4月7日までにその合否が決定することを述べたにすぎず、推薦入学試験の合格者として在学契約を締結し学生としての身分を取得した者について、その最終的な入学意思の確認を4月7日まで留保する趣旨のものとは解されない。
- ③ 専願等を資格要件としない推薦入学試験の合格者について特に、一般入学試験等の合格者と異なり4月1日以降に在学契約が解除されることを当該大学において織り込み済みであると解すべき理由はない。

4 第9条第2号関連の立法例

金銭債務の支払を遅延した場合における遅延損害金の利率を年14.6%としている規定の例としては以下のようなものがある。

中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）

（共済金の貸付けの条件等）

第10条

3 機構は、共済金の貸付けを受けた者が共済金をその償還期日までに償還しなかつたときは、その者に対し、その延滞した額につき年14.6パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、違約金を納付させることができる。

（一時貸付金の貸付け）

第10条の2

5 機構は、一時貸付金の貸付けを受けた者が一時貸付金をその償還期日までに償還しなかつたときは、その者に対し、その延滞した額につき年14.6パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、違約金を納付させることができる。

（割増金）

第16条 機構は、共済契約者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その者に対し、その延滞した額につき年14.6パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、割増金を納付させることができる。

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）

（退職労働者の賃金に係る遅延利息）

第6条 事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金（退職手当を除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部をその退職の日（退職の日後に支払期日が到来する賃金にあっては、

当該支払期日。以下この条において同じ。)までに支払わなかつた場合には、当該労働者に対し、当該退職の日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該退職の日の経過後まだ支払われていない賃金の額に年 14.6 パーセントを超えない範囲内で政令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(注) 年 14.6% (政令第 1 条)

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)

(特定建設業者の下請代金の支払期日等)

第 24 条の 5

4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第 1 項の規定により定められた支払期日又は第 2 項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、前条第 2 項の申出の日から起算して 50 日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(注) 年 14.6% (省令第 14 条)